

災害警備実施報告について（例規通達）

みだしのことについては、従来昭和37年4月12日付富ら第480号「各種災害の被害調査と報告要領について」により行なわれてきたところであるが、このたび、災害警備実施を的確に運用するため、別紙のとおり「災害警備実施報告要領」を定めたから誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は廃止する。

別紙

災害警備実施報告要領

第1 総則

（目的）

- 1 この要領は災害が発生しまたは発生するおそれがある場合における災害警備実施報告の要領を定め、もつて災害警備実施の的確な運用をはかることを目的とする。

（定義）

- 2 この要領において「災害」とは、次の各号に掲げる自由により人の生命・身体・財産に被害が発生し、又は発生するおそれのある状態をいう。

- （1）台風
- （2）大雨
- （3）強風
- （4）高潮
- （5）地震
- （6）津波
- （7）火災
- （8）落雷
- （9）降雪
- （10）山の遭難
- （11）落盤・山崩れ
- （12）水難
- （13）広義の交通事故（航空・船舶・陸上）
- （14）爆発物による爆発
- （15）その他の事故

（報告）

- 3 災害警備実施報告は、次の各号に掲げる種別により、災害地を管轄する警察署長から県警察本部に対して行なうものとする。

- （1）速報
- （2）総括報告

(3) 災害月報

第2 速報

(速報すべき場合)

1 速報は次の各号に掲げる場合に行なうものとする。

(1) 警察署の管内に災害が発生したとき。

(2) 警察署の管内に災害が発生するおそれがある場合で、当該警察署が、災害警備実施について所要の体制をとつたとき。

(速報事項)

2 速報は、災害報告(別記様式第1号)により、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

(1) 災害の状況

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時

ウ 災害発生の場所又は地域

エ 災害発生の原因

オ 被害の状況

カ 今後の見とおし

(2) 警察措置の概要

ア 警備本部設置の状況(日時・場所・規模など)

イ 部隊の招集(参集)及び編成の状況

ウ 部隊及び装備資器材等の運用状況

エ 災害警備実施活動の概要

(ア) 人命救助(救出)活動

(イ) 避難の措置

(ウ) 交通の確保(規制)活動

(エ) 広報活動

オ 避難の状況

カ 部隊及び装備資器材の援助の必要の有無

キ 治安の状況

(3) 関係機関の活動状況

ア 災害対策本部の設置

イ 救助活動・復旧工事の施工状況など

(4) その他参考事項

(速報時の留意事項)

3 被害の速報にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 被害の判断基準は、被害程度の判定基準表（別添第1）及び水難事故判断基準表（別添第2）によること。

(2) 自然災害により死者・行方不明者が出た場合は、次の事項を明らかにすること。

ア 被害現場付近の降雨量

イ 被害発生場所は過去に溢水、がけくずれ等の有無及び危険か所としての指定の有無

ウ 被害現場付近の住家形成の状況

エ 被害現場に対する警察又は他の防災機関が事前にとつた警戒・避難の措置など

第3 総括報告

(総括報告すべき場合)

1 総括報告は、速報をした災害のうち、次の各号に掲げる災害について、警備実施後すみやかに文書により行うものとする。

(1) 死亡又は行方不明あわせて10人以上におよぶとき。

(2) 死亡・行方不明・負傷又は発病をあわせて20人以上におよぶとき。

(3) 国又は地方の要人その他知名人に関するとき。

(4) 災害が主要な官公庁・文化財等の重要又は著名な建造物におよぶとき。

(5) 前各号に該当しない場合であつても災害の内容からみて社会の耳目をひき社会的な反響が予想されるとき。

(総括報告事項)

2 総括報告は次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

(1) 速報事項についての詳細（必要により写真・図面を添付する。）

(2) 警備措置に対する世論の動向

(3) 反省教訓事項

ア 警察措置

イ 災害発生場所の管理者の措置

ウ 関係機関の措置

エ その他

(4) その他参考事項

第4 災害月報

(報告)

1 災害月報は1か月間に発生した災害全部の被害統計を災害月報（別記様式第2号）により作成し、翌月の5日までに報告するものとする

(別表省略)